

五泉市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、五泉市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、五泉市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事
- （2）協議会の庶務に関する事
- （3）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局には事務局長を置き、五泉市企画政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、五泉市企画政策課職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は特別と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関する事
- （2）予算の執行、現金及び物品の出納に関する事
- （3）関係機関、関係者との連絡調整、必要な事務処理に関する事
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理、保存その他文書に関し必要な事項は、五泉市文書規程（平成20年3月28日五泉市訓令第3号）の例による。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。